

無効審判請求書「請求の理由」の記載要領

1. 請求の理由

(1) 請求の理由の要約

特許法第29条第2項（特許法第123条第1項第2号）

請求項	本件特許発明	証 拠
1	<p>A. ~サーマルプリンタにおいて、                      B. シングルストライクリボンカセット(6) か、マルチストライクリボンカセット(7) か、を識別するリボンカセット識別手段(23)と、                      C. サーマルヘッド(4) の駆動エネルギーを制御する駆動エネルギー制御手段(5) とを設け、                      D. 該駆動エネルギー制御手段(5) は、前記リボンカセット識別手段(23)からの電気信号を受けてシングルストライクリボンカセット(6) の場合には、マルチストライクリボンカセット(7) の場合よりも少ないエネルギーにより前記サーマルヘッド(4) を駆動することを特徴とするサーマルプリンタ。</p> <p>(効果)                      印字濃度の均一化</p>	<p>甲第1号証 特開平 - 号公報                      ・第3頁第 欄第・行~第4頁第 欄第・行                      A. ~サーマルプリンタにおいて、                      B. シングルストライクリボン(12)か、マルチストライクリボン(15)かを識別して、サーマルヘッド(3) の駆動エネルギーを変化させる点                      C. ....制御手段(36)と、                      D. ....した点。                      (効果)                      印字濃度の均一化</p> <p>甲第2号証 実公平 - 号公報                      ・第4頁第 欄第4~26行                      B. ....カセット識別手段(16)</p>
2	<p>E. 駆動エネルギー制御手段(5)は駆動電流を制御するものであることを特徴とする請求項1記載のサーマルプリンタ。</p>	<p>甲第1号証                      ・第4頁第 欄3~12行                      E. ....駆動電流を制御する、サーマルヘッド(13)の駆動エネルギー制御手段。</p>
理由の要点	<p>(請求項1)                      請求項1に係る発明では、カセットを識別しているのに対し、甲1号証記載の発明ではリボン自体を識別している点で相違するが、カセット自体を識別する点は、同じくサーマルプリンタのサーマルヘッドの技術である甲2号証に記載されており、甲2号証記載のものを甲1号証に適用することは、当業者にとって容易である。</p> <p>(請求項2)                      駆動電流を制御しサーマルヘッドの駆動エネルギーを制御することは、甲1号証に記載されている。</p>	

(2) 手続の経緯

出願	平成	年	月	日
登録	平成	年	月	日
特許掲載公報発行	平成	年	月	日

(特許第……号公報)

(3) 無効審判請求の根拠

本件の請求項 1 及び 2 に係る各特許発明は、甲第 1 号証及び甲第 2 号証に記載された発明に基いて、出願前に当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第 29 条第 2 項の規定により特許を受けることができないものであり、その特許は同法第 123 条第 1 項第 2 号に該当し、無効とすべきである。

(4) 本件特許を無効にすべきである理由

本件特許発明

本件の請求項 1、2 に係る各特許発明は、本件特許第 号の願書に添付した特許請求の範囲の当該各請求項に記載されたとおりの、

「(請求項 1)

- A . 印字を行うためのサーマルヘッド(4)と、印字のためのリボンを収納するリボンカートリッジ(6)(7)と、サーマルヘッドを駆動する駆動手段(3)を備えたサーマルプリンタにおいて、
- B . シングルストライクリボンカセット(6)かマルチストライクリボンカセット(7)かを識別するリボンカセット識別手段(23)と、
- C . サーマルヘッド(4)の駆動エネルギーを制御する駆動エネルギー制御手段(5)とを設け、
- D . 該駆動エネルギー制御手段(5)は前期リボンカセット識別手段(23)からの電気信号を受けてシングルストライクリボンカセット(6)の場合にはマルチストライクリボンカセット(7)の場合よりも少ないエネルギーにより前記サーマルヘッド(4)を駆動することを特徴とするサーマルプリンタ。

(請求項 2)

- E . 駆動エネルギー制御手段(5)は駆動電流を制御するものであることを特徴とする請求項 1 記載のサーマルプリンタ。」

である。

そして、本件の各発明は、この構成によりシングルストライクリボンカセット又はマルチストライクリボンカセットのいずれを使用しても、印字濃度

を均一にするという作用・効果を奏するとされているものである。

#### 先行技術発明が存在する事実及び証拠の説明

本件特許の出願前に頒布された刊行物である甲第1号証(特開平 - 号公報、×年×月×日発行)の第3頁 欄第・行～第頁第 欄第・行には、本件請求項1及び2に係る各特許発明の構成中、A、C、D及びEに相当する構成、及びB なる点、また、請求項2に係る発明の構成中、Eに相当する構成が記載されている。

すなわち、同号証はサーマルプリンタに関するものであり、その第 頁 欄第8～28行には、「……………」と記載され、第4頁左欄第22～右欄第5行には「……………」と記載され、本件請求項1のうち、A、C、Dに相当する構成及びBではなくB である点が記載されている。また、第4頁右欄第12～25行には、「……………」と記載されており、請求項2に係る発明の構成のEに相当する構成が記載されている。そして甲第1号証に記載された発明は、上記の構成により、いずれのリボンを用いてもプリント濃度を均一にすることができる、という効果を有するものである。

さらに、本件特許の出願日前に頒布された刊行物である甲第2号証(実公平 - 号公報、年 月 日発行)の第4頁第 欄、第4～26行には、本件請求項2中、Bに相当する構成が記載されている。

すなわち、同号証第4頁第 欄第4～26行には、「……………」と記載されている。

#### 本件特許発明と先行技術発明との対比

##### (請求項1)

本件請求項1に係る特許発明と甲第1号証に記載された発明とを対比すると、両者は、シングルストライクリボンかマルチストライクリボンかの識別信号に応じて、ヘッドの駆動エネルギーを制御するものである点で共通し、請求項1に係る特許発明は、……(B)……であるのに対し、甲第1号証に記載された発明は、……(B )……である点で、両者は相違する。

しかしながら、甲第2号証には……………した点が記載されており、しかも甲第2号証に記載されたものはサーマルプリンタのリボンカセットの識別に関する技術であり、本件特許発明及び甲第1号証に記載された発明と技術分野を同一にするものであるから、甲第2号証に記載された上記の点の構成を甲第1号証に記載されたものに適用することはその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に推考し得るものである。

また、本件特許発明の効果も、甲第1号証及び甲第2号証記載のものから予

測できる効果以上のものはない。

(請求項 2)

本件請求項 2 に係る特許発明と甲第 1 号証に記載された発明とを対比すると、甲第 1 号証には、請求項 2 に記載の「E . . . . .」についても記載されていることから、請求項 2 に係る特許発明も、甲第 1 号証に記載された発明に、甲第 2 号証に記載された発明を適用したものに相当するが、この点はその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者にとって容易である点は、請求項 1 について述べたとおりである。

(5) 結び

以上のとおり、本件請求項 1、2 に係る各特許発明は、甲第 1 号証、甲第 2 号証に記載された発明に基いて、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が特許出願前に容易に発明をすることができたものであるから、特許法第 29 条第 2 項の規定により特許を受けることができないものであり、特許法第 123 条第 1 項第 2 号に該当し、本件特許は無効とすべきものである。

## 2 . 証拠方法

(1) 本件請求項 1 及び 2 に係る特許発明が、その出願前に頒布された刊行物に記載された発明に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであることを、甲第 1 号証ないし甲第 3 号証により立証する。

(2) 証拠の表示

甲第 1 号証：特開平 - 号公報

甲第 2 号証：実公平 - 号公報

## 3 . 添付書類の目録

甲第 1 号証写し

正本 1 通及び副本 2 通

甲第 2 号証写し

正本 1 通及び副本 2 通

審判請求書副本

2 通